

| | |
|---------------|-----|
| 第3回厚生科学審議会 | 資料 |
| 医薬品販売制度改正検討部会 | |
| 平成16年6月23日 | 2-2 |

医薬品販売業者等の秘密保持について

- 「薬剤師」、「医薬品販売業者」等が業務上の秘密を漏らしたときは、刑法の規定により罰則（懲役又は罰金）に処されることとなっており、薬剤師と医薬品販売業者は、同様の業務上の秘密保持が求められている。

(参考)

【刑法】

(第134条)

医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当の理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。